

別添 3

○電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 新旧対照表

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正箇所）

改正後	現行
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア～シ (略)</p> <p><u>ス 将来の業務計画等</u></p> <p><u>免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。</u></p> <p><u>(ア) 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下このスにおいて「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠</u></p> <p><u>(イ) 設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画並びに基地局等に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠</u></p> <p><u>(ウ) 関係法令の規定に基づく無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠</u></p> <p><u>(エ) 基地局等の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠</u></p> <p><u>(オ) 免許の有効期限までの各年における契約者数の見込み及びその根拠</u></p> <p><u>(カ) 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア～シ (略)</p>

防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び基地局等の設置前に当該設置に係る協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠  
(キ) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数を使用するものを除く。）の免許人並びにそれ以外の者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による基地局等の利用を促進するための計画及びその根拠

(ク) 携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠

#### セ 免許の期間における業務の概要

現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること。

ソ (略)

(17) ～ (19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。）の無線局  
ア～ケ (略)

#### コ 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

(ア) 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下このコにおいて「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠

(イ) 設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画並びに基地局等に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の

ス (略)

(17) ～ (19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。）の無線局  
ア～ケ (略)

運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠

(ウ) 関係法令の規定に基づく無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠

(エ) 基地局等の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策(天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)に関する計画及びその根拠

(オ) 免許の有効期限までの各年における契約者数の見込み及びその根拠

(カ) 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び基地局等の設置前に当該設置に係る協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠

(キ) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数を使用するものを除く。)の免許人並びにこれ以外の者に対する卸電気通信役務(電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。)の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による基地局等の利用を促進するための計画及びその根拠

(ク) 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠

サ 免許の期間における業務の概要

現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること。

シ (略)

コ (略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本訓令による改正後の別紙2 第2 1(16)及び(20)の規定は、平成34年9月30日までに免許を行うものには適用せず、なお従前の例による。